

リフトバス「ながら号」利用にあたっての注意事項

1. 目的外利用の禁止

利用申込書に記載した利用目的以外には、利用しないでください。

2. 仮予約の取消し等

仮予約後、行程等が決定次第、速やかに利用申込書を提出してください。利用しようとする日の20日前までに利用申込書の提出がない場合には、仮予約は取り消されることとなります。

3. 仮予約後、利用を取り止める場合の連絡

仮予約後、利用を取り止める場合には、速やかに県社協まで連絡してください。なお、利用見込のない日数分まで仮予約を行うことは他の利用者の迷惑となるので慎んでください。

4. キャンセル料等

利用決定通知を受けた（予約完了）後、利用を取りやめる場合には、原則として利用日の10日前までに利用変更を申込み、県社協会長の承認を受けてください。

利用変更をしなかった場合又は取りやめることに正当な理由がないため承認されなかった場合には、キャンセル料を負担していただくこととなります。必ずご連絡ください。

このため、利用見込のない日数分まで予約を行う、又は、日程が決定していない段階での予約などは他の利用者の迷惑となるので慎んでください。

5. 当日の行程変更の禁止

利用当日、交通事情等やむを得ない場合を除き、行程を変更しないでください。

6. 岐阜県庁から県外目的地等までの片道所有時間（運営要綱 4. 利用基準（6））

インターネットによるルート検索サービス・所要時間等で、概ね2時間を超えないかどうか確認のうえ、申込みください。

7. 出発地及び到着地が岐阜県外の場合の運行の禁止

1回の利用につき、出発地及び到着地のいずれもが、岐阜県外の場合は、道路運送法第20条の規定により運行できませんので、利用申込みにあたり、ご注意ください。

8. 危険物の持込禁止等

バスの安全運行に協力してください。特に火気又は危険物を車中に持ち込まないでください。

9. 車椅子の固定

車椅子は所定の位置へ金具で固定し、安全に十分注意してください。

10. 緊急時の連絡体制の整備等

介添者は、同乗する障がい（児）者又は高齢者の健康状態に注意するとともに、緊急時の連絡体制を整備してください。

11. 毀損・汚損の禁止

設備を毀損し、又は汚損しないでください。

12. 車中の美化

ゴミは持ち帰るなど車中の美化に努めてください。

13. 修理代の負担

利用者の故意又は過失により設備が毀損等した場合には、修理に係る経費を利用者に負担していただくこととなります。

14. 臨時運休

ながら号は故障、気象条件などにより運休となることがありますのでご了解願います。

15. 運転手への謝礼等

運転手への謝礼・昼食は一切不要です。

16. 個人情報の取扱い

県社協は、今回のながら号の利用に際して取得した個人情報をながら号運行管理の目的のみに利用させていただき、他の目的のためには一切利用しません。

17. その他

その他、ながら号の運行に関し県社協会長が指示する事項を守ってください。

リフトバス「ながら号」

利用のしおり

(令和6年4月1日改定)



〒500-8385

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

電話 058-213-5315

令和6年度 岐阜県社会福祉協議会 リフトバス「ながら号」運営要綱

令和6年4月1日改正

1. 目的

車椅子専用リフトバス「ながら号」（以下「ながら号」という。）運営事業は、障がい（児）者、高齢者が各種の行事等に参加する機会を提供することを通じ、社会参加の促進及び自立の支援を図ることを目的とする。

2. 実施方法

この運営事業は、社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、県の委託を受けて実施する。

3. 利用申込

- (1) ながら号を利用しようとする者は、あらかじめ県社協へ電話により仮予約し、その後、利用申込書を県社協会長へ郵送又は来所により提出しなければならない。
※利用申込書には、行程表及び配車場所を示す詳しい地図を添付すること。
- (2) 翌年度に係る仮予約は、毎年1月10日（10日が土日又は祝日の場合には、その翌日）の午前9時から受け付けるものとする。
- (3) 利用申込書は、利用しようとする日の20日前までに提出（必着）しなければならない。
ただし、利用しようとする日の20日前以降に仮予約したときは、速やかに提出するものとする。
- (4) 仮予約後、利用しようとする日の20日前までに利用申込書の提出がない場合には、県社協会長は仮予約を取り消すことができる。
- (5) 県社協会長は、利用申込に対する諾否について、利用決定通知書又は利用不可通知書により申込者へ通知する。
- (6) 利用決定通知を受けた者は、利用申込書の記載事項を変更しようとするときは、変更申込書を県社協会長へ提出し承認を受けなければならない（利用を取りやめる場合も含む。）。

4. 利用基準

- (1) 利用目的は、県内に居住する障がい（児）者又は介助を要する高齢者の社会参加又は自立支援を図るものでなければならない。
- (2) 利用者は、障がい（児）者又は介助を要する高齢者及びその介添者のみとする。
- (3) 利用人員は、10人以上27人以下であって、かつ、車椅子固定席は3人以下でなければならない。
- (4) 1団体（学校の場合には学年単位等ではなく学校単位とする。）につき、月3回までの利用を限度とする。
なお、20日前を過ぎても利用決定がなされていない日を利用する場合には、月3回を超えて利用することができる。
- (5) 利用は、1回につき連続して2日以内とする。また、1日の運行時間（出庫から帰庫までの時間）は、原則として午前5時から午後10時までの間であって、かつ、8時間以内とする。
- (6) 1回の最終目的地及び経由地は、それについて県内もしくは、岐阜県庁（岐阜市薮田南2-1-1）からの片道所要時間（バスの途中停車時間を除く）が概ね2時間を超えないものであること
- (7) 運行休止日は、次のとおりとする。
 - ① 年末年始（12月27日から翌年1月5日まで）
 - ② 別に県社協会長が定める日

5. 注意事項

利用者は、県社協会長が別に定めるリフトバス「ながら号」利用にあたっての注意事項（以下「注意事項」という。）を遵守しなければならない。

6. 利用者の負担

(1) 利用決定通知を受けた者は、下記に定める会費を納入するものとする。

(2) 会費は次の①から③により算出する。

$$\text{会費算出方法} = (\text{①} + \text{②}) \times 1.1(\text{消費税}) - \text{③}$$

① 時間会費

利用時間 1時間につき 6,705円 (税別)

※最低運行時間は6時間です。6時間未満は6時間として算出します。

深夜早朝料金（22時～翌朝5時までの間に、点呼点検時間・利用時間（回送時間を含む）が含まれた場合）

利用時間 1時間につき 8,046円 (税別)

② 距離会費

走行距離 1キロにつき 140円 (税別)

③ 県補助額

32,100円 (税込)

【会費計算の例】 利用時間 10時間、走行距離 100キロの場合

$$(6,705円 [①時間会費] \times 10時間 + 140円 [②距離会費] \times 100キロ) \times 1.1(\text{消費税})$$

$$-32,100円) [③県補助額] = 57,055円 (\text{税込})$$

(3) 会費の算出は、次の条件で行う。

- ・走行距離は、車庫を出発してから車庫へ到着するまでの距離とし、回送距離を含むものとする。
- ・距離会費は、総距離10キロ未満の端数は、10キロに切り上げる。
- ・利用時間は、出庫から帰庫までの時間に、出庫点呼・帰庫点呼の各1時間ずつ合計2時間を加えた時間とし、回送時間を含むものとする。
- ・利用時間は、1時間に満たない場合があるときは30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(4) 運転手宿泊代、駐車料金、有料道路料金等が必要となる場合には、利用者が負担するものとする。(県社協は、その立替を行わない。但し、ながら号専用のETCカード使用時を除く。)

(5) 会費は、県社協が発行する請求書により指定する日までに指定口座へ納入しなければならない。
※ 会費納入に係る振込手数料は、利用者が負担するものとする。

(6) 会費は、毎年度4月1日をもって改定する。

7. 利用の取消し

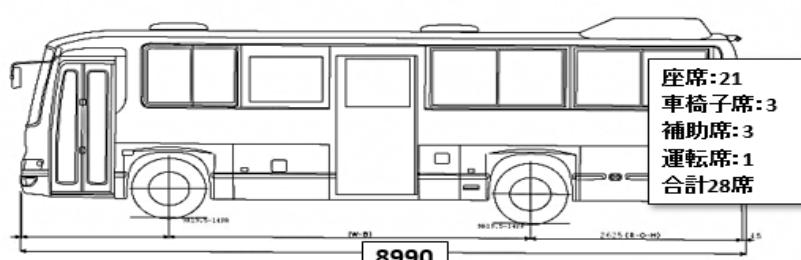
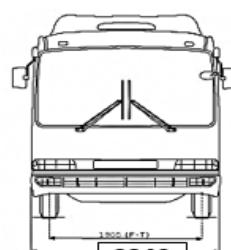
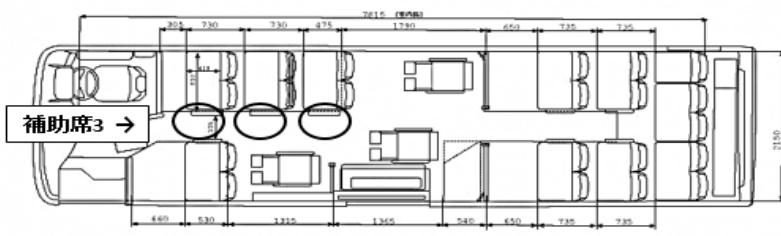
県社協会長は、利用決定通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- ① 利用申込書に虚偽の記載をしたとき
- ② この要綱及び注意事項を遵守しないとき

8. その他

この要綱に定めのない事項については、必要に応じて県と協議のうえ県社協会長が定める。

【座席表】



※トランクルームはありません。